

標題

海上労働条約 2022 年改正の発効(2024 年 12 月 23 日)について(その 2)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1337
発行日 2024 年 12 月 5 日

各位

海上労働条約 2022 年改正が 2024 年 12 月 23 日に同条約締約国にて発効する旨、弊会テクニカルインフォメーション No. TEC-1327(発行日:2024 年 6 月 28 日)にてお知らせいたしました。その発行日以降様々な旗国がその取扱いについてサーキュラー等新規発行もしくは更新しております。この度、弊会の検査方針及び 2024 年 11 月 29 日時点での各旗国の取扱いを以下にまとめましたのでお知らせいたします。

[弊会の検査]

同改正に伴い、弊会では旗国指示に加えて次のとおり検査を行う予定としております。

検査時期	2024年12月23日以降の初回検査又は最初の定期的検査のうち最も早い機会
船上検査項目	<p>主に次の改正要件への遵守を船上にて確認する。</p> <p>[A3.1関連]</p> <ul style="list-style-type: none">レクリエーション設備としてSocial Connectivityの船員への提供(Social Connectivityとはインターネットと考える旗国がほとんどであり、実行可能な範囲で妥当な金額でのインターネットアクセスを船員に提供することが推奨される。) <p>[A3.2関連]</p> <ul style="list-style-type: none">船員への無料での食事及び飲料水の提供船員へのバランスがとれた栄養のある食事の提供船長による船員に提供する食料及び飲料水の量、栄養価、品質及び多様性の検査(食事の量、栄養価、品質及び多様性の具体的な基準はないが、船舶所有者が定めたマニュアル等に手順を記載することが推奨される。) <p>[A4.3関連]</p> <ul style="list-style-type: none">適切なサイズの個人用保護具の全船員への提供(個人用保護具は一般的に作業着、安全靴、ゴーグル、ヘルメット、作業手袋が該当すると考える。) <p>その他、適用される労働協約等にすでに規定があれば、当該規定が優先される場合がある。また、加盟国に求められる他の要件(A1.4, A2.5.1, A4.1の改訂要件)でも、加盟国がその実施をどのように規定するのか(船舶所有者へ何らかの対応を求める等)による。</p>

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

文書審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 現有のDMLC Part II及び参照しているマニュアルの改訂は、旗国から要求がある場合若しくは相反する事項がすでに記載されている場合、必要。 ● 改訂する場合、2024年12月23日以降の最初の更新検査まで(旗国の指示にも注意)に改訂を行い、RO若しくは旗国に文書審査を申請、審査が完了した文書を搭載する。(但し、文書の改訂の有無にかかわらず、改正要件は2024年12月23日より遵守する必要あり)
------	---

[旗国取扱い]

様々な旗国がすでに当該改正に関連するサーキュラー等をすでに発行しておりますので、各旗国のウェブサイトをご確認ください。特に旗国が DMLC Part I を改訂している場合、旗国への DMLC Part I の発行申請が必要になりますのでご注意ください。弊会が 2024 年 11 月時点で把握している旗国によって発行されたサーキュラー等を添付 1 別表(各旗国の取扱い)にまとめましたのでご確認ください。当該サーキュラー等は下記弊会のウェブサイトでもご覧いただけます。旗国から新規発行または更新した旨の通知を受領した際には、随時アップデートする予定です。

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/mlc/flag/index.html>

(ホーム > 業務サービス > 条約関連 > ILO 海上労働条約(MLC) > 旗国別サーキュラー)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2173

Fax: 03-5226-2029

E-mail: smd@classnk.or.jp

添付:

1. 別表 (各旗国の取扱い 2024 年 11 月 29 日現在サーキュラー発行を確認できた旗国)

別表（各旗国の取扱い 2024年11月29日現在サーキュラー発行を確認できた旗国）

旗国	現時点（2024年11月29日）で発行済みの関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
BARBADOS	• B007	明言無し	• 2024年12月23日以降の最初の更新検査までにDMLC Part IIの更新が要求される。
BERMUDA	• Bermuda Merchant Shipping Guidance Notice 2024-03	明言無し	• 特になし
COOK ISLANDS	• Circular-301-2024	明言無し	• 特になし
CYPRUS	• Circular No.31/2024	明言無し	• 船主/船舶管理者は改正要件を反映するために、DMLC Part II 及び手順やマニュアルなどの改訂が期待される。 • 2024年12月23日以降に登録されるCYPRUS籍船舶は改正要件を反映したDMLC Part IIの所持が要求される。
HONG KONG	• HONG KONG MERCHANT SHIPPING INFORMATION NOTE No.55/2024	明言無し	• 当該改訂の確実な遵守のために、SEAの書換が必要になる可能性あり。
KIRIBATI	• MARINE CIRCULAR 09/2024	改訂有り	• 2024年12月23日以降の最初の更新検査までにDMLC Part I 及び Part II の更新が要求される。 • 既存のMLC証書に、更新されたDMLC Part I 及びDMLC Part II を添付することが要求される。
LIBERIA	• Marine Advisory: 24/2024 • MARINE NOTICE MLC-001 Rev.08/24 • MARINE NOTICE MLC-002 Rev.08/24 • MARINE NOTICE MLC-003 Rev.08/24 • MARINE NOTICE MLC-004 Rev.08/24 • MARINE NOTICE MLC-005 Rev.08/24	改訂有り	• 2024年12月23日以降の最初の更新検査までにDMLC Part I 及び Part II の更新が要求される。
MARSHALL ISLANDS	• MG No.7-44-1 • MG No.7-44-2 • MG No.7-47-1 • MN No.7-042-1 Rev. Jun/2024 • MN No.7-044-1 Rev. Jul/2024 • MN No.7-045-1 Rev. Jun/2024 • MN No.7-049-1 Rev. Jun/2024 • MN No.7-052-1 Rev. Jun/2024 • MN No.7-052-3 Rev. Jun/2024 • MN No.2-011-33 Rev. Jul/2024 • MSA No.09-24	改訂有り	• 2024年7月より前に発行されたDMLC Part I は2024年12月23日以降の中間検査又は更新検査まで引き続き有効。（2024年12月23日以降の最初の中間検査もしくは更新検査のうち早い機会までにDMLC Part I の更新が要求される。）

旗国	現時点（2024年11月29日）で発行済みの関連サーキュラーなど	DMLC Part I の改訂	特別な措置
PANAMA	• MMN -06/2024	明言無し	• 特になし
ST. VINCENT AND THE GRENADINES	• CIRCULAR N° MLC 013	改訂有り	• 発効日以前に発行された既存の DMLC は引続き有効。2024年12月23日以降の最初の更新検査までに更新が要求される。
TUVALU	• MARINE CIRCULAR MC-1/2022/1	改訂有り	• 発効日以前に発行された既存の DMLC は引続き有効だが、発効日以降の最初の更新検査までに更新が要求される。 • 2024年12月23日より前に新 DMLC Part I の発行申請及び DMLC Part II の更新が推奨される。
UNITED KINGDOM	• MIN714(M)	明言無し	• UK 籍船舶は、2025年に UK 国内法が発効し MCA が新 DMLC Part I を発行するまで DMLC Part II の更新は要求されない。